

[事案 30-226] 傷害特約遡及付加等請求

・令和元年 11 月 20 日 和解成立

<事案の概要>

募集人に何度も傷害特約の付加を申し出ていたにもかかわらず、対応されなかったことを理由に、傷害特約の遡及付加等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

- (1)平成 24 年 8 月に契約した変額保険について、何度も傷害特約の付加を求めていたが、募集人が手続きに応じず、被保険者が大けがをした際に傷害特約の給付金を請求できなかったため、傷害特約を遡及付加してほしい。
- (2)上記契約について、指定代理請求特約を付加していなかったため、高度障害保険金請求時に多くの労力が必要となり、迷惑を被ったことにつき、損害を賠償してほしい。
- (3)平成 24 年 8 月に契約した生前給付保険等 5 件の保険契約について、募集人から 10 年で解約返戻金が払込保険料累計額の倍になる等の虚偽の説明を受け、設計書を交付されずに契約したため、契約を無効とし、既払込保険料を返してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)変額保険について、平成 30 年まで、申立人から募集人または当社に対して、傷害特約を付加したいとの申し出がなされたことは一度もない。また、申立人から申し出があれば、募集人が特約の付加を断る理由はない。
- (2)指定代理請求特約について、募集人が付加を勧奨する義務はない。
- (3)生前給付保険等について、募集人が申立人に対し、解約返戻金が払込保険料累計額の倍になる等の説明を行ったことはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が何度も傷害特約の付加を求めたとは認められず、募集人に指定代理請求特約の付加を促す義務があるとも認められず、募集人が虚偽の説明をしたとは認められないが、以下の理由および紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)指定代理請求特約は、一般的に契約者および保険会社のいずれにとっても利益となることが多いと考えられ、保険会社も同特約の付加を推奨していた旨を述べている。募集人も、申立人からの話を通じて申立人の家庭環境を認識しており、申立人が同特約を付加する必要性の高い状況にあることを知っていたものと考えられる。そして、同特約が付加されていなかったために、申立人は戸籍謄本の取得等、多くの労力や時間を費やす必要が生じ、紛争を惹起した原因となったことは否定できない。
- (2)生前給付保険等について、募集人は、申立人に設計書を交付したかどうか覚えておらず、

申立人に設計書を交付していなかった可能性がある。設計書が交付されなければ、募集人から契約内容についての説明がなされたとしても、契約者があらためて自分で確認することができないため、契約内容について誤解が生じる恐れが高くなるものと言え、本事案についても、申立人に何らかの誤解が生じた可能性が否定できない。